

府 共 第 228 号
令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県

配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長 殿

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課長

配偶者からの暴力による被害者が利用できる経済的支援について

平素から、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援に関する業務について、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、内閣府においては、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（女性版骨太の方針 2022）」（令和 4 年 6 月 3 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定）に基づき、配偶者からの暴力による被害者（以下「DV被害者」という。）の生活再建の支援を強化するため、「配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について」（令和 4 年 12 月 26 日 DV 対策抜本強化局長級会議決定）を取りまとめました。

本取りまとめに基づき、今般、DV被害者が利用できる経済的支援を下記のとおり整理しましたので、本趣旨を御理解いただき、DV被害者の支援に適切に活用されるようお願いいたします。

配偶者暴力相談支援センター主管部（局）におかれましては、本通知の内容について、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター等関係機関及び管内の市区町村にも周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 DV被害者が利用できる経済的支援
別添「施策一覧」のとおり

2 対象施策

令和 4 年度補正予算（令和 5 年度も利用可能なものに限る。）及び令和 5 年度政府予算案に盛り込まれた施策のうち、下記に該当する施策

- (1) 家計の急変に対する経済的支援（新型コロナウイルスなど、急変の原因が配偶者暴力以外に限定されているものを除く。）
 - (2) ひとり親に対する経済的支援（婚姻関係が破綻している場合を対象としている場合を含む。）
 - (3) 犯罪被害者に対する経済的支援
 - (4) 一定の所得基準以下の所得者に対する経済的支援（「一定の」とは、当該支援において所得要件が定められているものをいう。）
- (注)「経済的支援」とは、給付、助成・援助、低利での貸付による、現金による支援を対象とし、税制優遇やサービスの無償化は含まない。

3 その他

- (1) 各施策の概要は、参考資料を御参照ください。
- (2) 施策一覧及び参考資料は、近日中に当局HPに掲載予定です。